

保育園における時間外保育について

1. 時間外保育の定義

平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援法における支給認定では、保護者の就労等の状況により次の2つのいずれかの区分で認定を受けることになります。

①保育標準時間認定…最大11時間の保育所等の利用が可能
⇒印西市立保育園の管理及び運営に関する規則では、午前7時から午後6時までと規定。

②保育短時間認定 …最大8時間の保育所等の利用が可能
⇒印西市立保育園の管理及び運営に関する規則では、午前8時30分から午後4時30分までと規定。

開所時間のうち、①・②の時間帯以外の部分については、認定された保育時間以外の保育所等の利用となり、「時間外保育」として取扱います。

⇒「印西市立保育園の管理及び運営に関する規則」第3条第1項第2号において、時間外保育について規定している。

【規則抜粋】

(保育時間及び休日)

第3条 保育園の保育時間及び休日は、次のとおりとする。

(1) 保育時間

ア 子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第15号。以下「細則」という。）第4条に規定する保育標準時間認定を受けた者は、午前7時から午後6時までとする。ただし、土曜日は、午前7時から午後5時までとする。

イ 細則第4条に規定する保育短時間認定を受けた者は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

(2) 時間外保育

ア 細則第4条に規定する保育標準時間認定を受けた者は、午後6時から午後7時までとする。ただし、土曜日は、時間外保育は行わない。

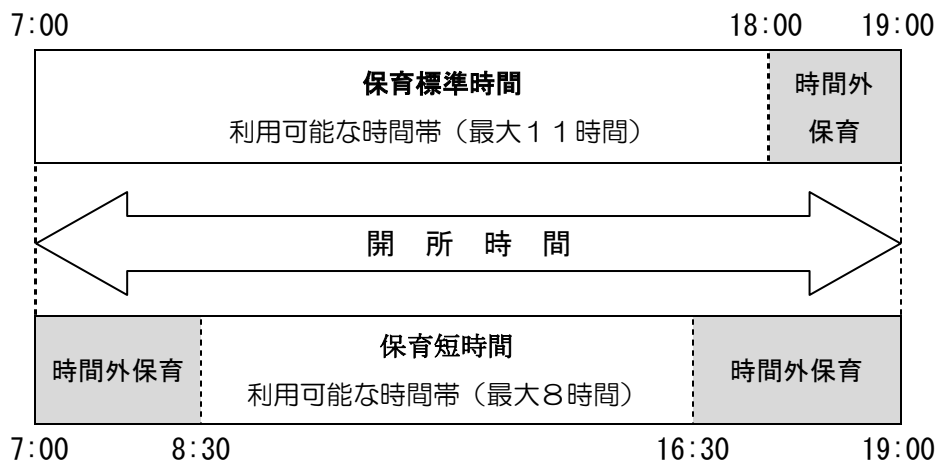
イ 細則第4条に規定する保育短時間認定を受けた者は、午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までとする。ただし、土曜日は、午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後5時までとする。

(3) 休日

【資料3】

- ア 日曜日
 イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 ウ 1月2日、3日及び12月29日から同月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、保育園の保育時間及び休日を変更することができる。

【イメージ図（公立保育園の場合）】



2. 時間外保育の実施状況と時間外保育料

(1) 公立保育園

保護者からの時間外保育の利用申込みに基づき、上記イメージ図における時間外保育を実施している。現時点において、時間外保育料は一切徴収していない。

(2) 私立保育園

すべての私立保育園において、保護者の希望に応じて、時間外保育を実施している。

なお、私立保育園は、開園時間が午前7時から午後8時となっており、公立保育園における時間外保育時間帯と同時間帯での時間外保育に対しては、時間外保育料は徴収していないが、午後7時から午後8時の間については、各園で設定した時間外保育料を徴収している。

【資料3】

3. 時間外保育料に関する法律・国資料での記述

(1) 子ども・子育て支援法 第59条第1項第2号

支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

(2) 子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK（平成26年9月改訂版）

Q：施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか。

また、その時間を超えた場合、保育料はどのようになるのでしょうか。

A：施設が定めた通常保育時間を超え、延長保育をご利用いただくことができます。（利用している施設が延長保育事業を実施している場合）。その場合、延長保育料を負担していただく必要があります。（例：7時30分～18時30分までの11時間で設定している施設で、子どもを8時～19時まで預ける場合、18：30～19：00は延長保育となります。）

(3) 自治体向けFAQ【第9版】（平成27年6月17日）

Q：延長保育の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。

それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。

A：延長保育事業の詳細について、現在検討中ですが、基本的には現行の延長保育事業の考え方を引き続き踏襲していくことを想定しており、利用料の取り扱いについても現行と同様に各市町村又は施設・事業所において定めることになります。

上記（1）～（3）から、時間外保育料については次のとおり解されます。

① 時間外保育料は、時間外保育を利用する保護者に負担してもらふべきである。

② 時間外保育料の料金設定は、市町村または施設に委ねられている。

【資料3】

4. 時間外保育に関する今後の協議事項

時間外保育に関して、次回以降の子ども・子育て会議において、下記の事項についてご協議いただく予定です。

【協議事項1】 時間外保育料の有料化の是非について

【協議事項2】 料金体系（月額規定・日額規定等）※有料化する場合

【協議事項3】 減免規定について ※有料化する場合

[参考] 県内他市に*おける時間外保育料の取扱い

市名	月額規定	日額規定	低階層の減額	多子軽減
成田市	30分あたり 1,000円	なし	有	なし
佐倉市	30分あたり 500円	なし	なし	なし
四街道市	1時間あたり 500円・1,000円・1,500円 (保育料階層による)	なし	有	第2子 半額 第3子 0円
八街市	30分あたり 600円	なし	有	第2子 半額 第3子 0円
白井市	18:00～19:00 1,500円	30分あたり 50円	なし	第2子 半額 第3子 0円
富里市	30分あたり 1,000円	30分あたり 100円	なし	なし
松戸市	1時間あたり 1,500円	なし	有	有
柏市	なし	07:00～08:30 100円 16:30～18:00 100円 18:00～19:00 100円	有	なし
野田市	1時間あたり 1,500円	1時間あたり 150円	有	第2子 半額 第3子 0円
我孫子市	1時間あたり 3,000円	1時間あたり 300円	有	なし
流山市	なし	1時間あたり 100円	有	なし
八千代市	1時間あたり 3,000円	30分あたり 200円	なし	なし
鎌ヶ谷市	なし	30分あたり 50円	有	なし
浦安市	なし	30分あたり 50円 ※例外時間帯あり ・07:00～07:30 100円 ・18:30～19:00 100円 ・19:00～20:00 200円	有	有
船橋市	徴収しない			
市川市	徴収しない			
習志野市	徴収しない			